

別記様式第1号（第4の1関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

住所（区市町長は除く）

区 市 町 長
農業協同組合長
農業法人の代表者
氏名

印

年度都市農業経営パワーアップ事業費補助金交付申請書

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、都市農業経営パワーアップ事業費補助金
交付要綱第4の1の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的（効果）

2 施設整備事業計画（実績）

事業実施 主 体	事業の 内 容		工 期		経 費 の 配 分					備 考 設置場所	
	事業 内容	事業量	着 工 (予定) 年月日	竣 工 (予定) 年月日	総事業費 (A)+(B) + (C)+(D)	補助事業 に要する (した) 経 費 (A)+(B)	負 担 区 分				
							都 (A)	区市町 (B)	農協 (C)		その他 (D)
		棟・㎡等			円	円	円	円	円	円	
合 計											

（注） 工期の欄には、交付申請書にあっては着工及び竣工予定年月日を、実績報告書にあっては実際の着工及び竣工年月日を明記すること。

3 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
都 補 助 金	円	円	円	円	
区 市 町 等 費					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
都市農業経営 パワーアップ 事業費	円	円	円	円	
計					

4 事業完了(予定)年月日 年 月 日

5 添付書類

- (1) 区市町の補助金の交付に関する規程（実績報告にあつては、規程に変更のあった場合のみ添付）
- (2) 実施設計書（実績報告にあつては、出来高設計書、領収書、財産管理台帳、写真、施設及び機械の管理運営規約）

誓約書

東京都知事 殿

都市農業経営パワーアップ事業費補助金交付要綱第4の規定に基づく補助金等の交付の申請を行うに当たり、当該申請により補助金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱第17の規定により補助金等の交付の決定の取消しを受けた場合において、同要綱18の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

印

- * 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- * この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。
 - ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・ 暴力団員を雇用している者
 - ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

区 市 町 名
農業協同組合名
農 業 法 人 名

年 月 日付 第 号で補助金の交付申請のあった 年度都市農業経営パワーアップ事業（以下「補助事業」という。）については、申請の内容を審査したところ適当と認められるので、下記により 年度補助金を交付する。

年 月 日

東京都知事 氏 名 印

記

第1 交付金額 金 円

第2 補助事業の内容等
補助事業の内容等は、 年 月 日付 第 号による申請書のとおりとする。

第3 補助率等
補助事業に要する経費、補助金の配分額及び補助率は、次のとおりとする。

経 費	補助金	補助率
円	円	経費の2分の1以内

第4 申請の撤回

申請者は、この交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議のあるときは、当該通知書受領日から14日以内に申請の撤回をすることができる。

第5 事情変更による決定の取消し等

知事は、この交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決定の内容若しくは、これに付した条件を変更することがある。ただし、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

第6 申請事項の変更

- 1 (以下「補助事業者」という。)は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ事業変更承認申請書(都市農業経営パワーアップ事業費補助金交付要綱(平成22年4月1日付21産労農振第1873号。以下「交付要綱」という。)別記様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 事業実施主体の変更
 - (2) 事業費又は事業費の2割を超える変更
 - (3) 補助金交付申請額の変更
 - (4) 工事雑費以外の経費から工事雑費への流用
- 2 知事は、1の申請があった場合において、その申請事項に修正を加え、又は条件を付して承認することができる。

第7 事業の中止又は廃止

- 1 補助事業者が補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、補助事業中止(廃止)承認申請書(交付要綱別記様式第4号)2部を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、1の申請書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により適当と認める場合は、事業の中止又は廃止の承認の通知をする。

第8 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書(交付要綱別記様式第5号)を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

第9 事業実施状況報告

- 1 補助事業者は、補助金の交付の決定があった年度の11月末日現在において、事業実施状況報告書(交付要綱別記様式第6号)を作成し、当該年度の12月15日までに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、1に定めるもののほか、特に必要と認められる書類等を補助事業者から提出させることがある。

第10 遂行命令等

- 1 知事は、補助事業者が提出する報告書、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、補助事業がこの交付決定の内容、又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。
- 2 知事は、補助事業者が、1の命令に違反したときは、当該補助事業の一時停止を命ずることがある。

第11 実績報告

- 1 補助事業者は、当該補助事業が完了したとき、又は補助事業が完了しない場合で、都の会計年度が終了したときは、実績報告書(交付要綱別記様式第7号)を知事に提出しなければならない。事業を廃止した場合も同様とする。

- 2 交付要綱第4の2のただし書により交付の申請をした申請者は、1の実績報告書を提出するに当たって、第4の2のただし書に該当した各事業実施主体について当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 交付要綱第4の2のただし書により交付の申請をした申請者は、1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を交付要綱別記様式第8号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

第12 補助金の額の確定

知事は、第11の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が、この交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

第13 是正のための措置

- 1 知事は、第12の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための処置をとることを命ずることができる。
- 2 第11の規定は、前項の命令により補助事業者が必要な措置をした場合について準用する。

第14 補助金の支払及び請求

- 1 知事は、第12の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費について、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の請求をしようとするときは、交付要綱別記様式第10号による補助金請求書(概算払による場合は、交付要綱別記様式第11号による補助金概算払請求書)を知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者が概算払により補助金を受領したときは、当該概算払を受けた補助金の額に、これに対応する補助事業者負担を加え、遅滞なく間接補助事業者に支出しなければならない。
- 4 補助事業者は、補助金の概算払を受けた場合において、第12の規定による補助金の額の確定通知を受領したときは、概算払精算書（交付要綱別記様式第12号）を知事に提出し、速やかに補助金を精算しなければならない。

第15 決定の取消し

- 1 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、この交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他、不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。

- (3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団等に該当するに至ったとき。
 - (4) その他補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令若しくは交付の決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は第12の規定により、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

第16 補助金の返還

- 1 知事は、第5又は第15の規定により、この交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係わる部分に関し、すでに補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- 2 知事は、第12の規定により、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

第17 違約加算金及び延滞金

- 1 知事が、第15の規定により、この交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から、納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を都に納付しなければならない。
- 2 知事が補助事業者に対し補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を都に納付しなければならない。

第18 違約加算金の計算

- 1 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における第17の1の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれ受領の日において受領したものとする。
- 2 第17の1の規定により、違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

第19 延滞金の計算

第17の2の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第20 他の補助金等の一時停止等

知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

第21 財産処分の制限等

- 1 事業実施主体は、事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産を事業終了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助交付の目的に従って効率的運営を図らなければならない。
- 2 実施主体は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産で、処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳（別記様式第13号）及びその他関係書類を処分制限期間を経過するまで管理保管しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産を、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、「東京都補助金等交付規則」（昭和37年9月29日東京都規則第141号）第24条に基づき、別記様式第14号により知事に申請し、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 3において、「補助金等交付施設の財産処分承認基準」（平成23年6月1日付23財主財第38号）に基づき、承認事務を行うこととする。

第22 関係書類帳簿の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該事業完了の日の属する会計年度終了後5年間保管しなければならない。

第23 その他

補助事業者は、間接補助事業者に対し、間接補助金を交付するときは知事が補助金の交付について付した条件に準ずる条件を付さなければならない。

東京都知事 殿

住所（区市町長は除く）

区 市 町 長
農業協同組合長
農業法人の代表者
氏名

印

年度都市農業経営パワーアップ事業変更承認申請書

年 月 日付 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあった 年度都市農業
経営パワーアップ事業について、同事業費補助金交付要綱第8の1の規定に基づき、下記のとおり計
画を変更したいので、その承認及び補助金 円の変更交付を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

（別記様式第1号の「記」に準じ、変更部分について二段書きで、変更前を上段に（ ）書きにする。）

東京都知事 殿

住所（区市町長は除く）

区 市 町 長
農業協同組合長
農業法人の代表者
氏名

印

年度都市農業経営パワーアップ事業費補助金中止（廃止）承認申請書

年において都市農業経営パワーアップ事業費補助金交付要綱第9の規定に基づき、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので承認されたく申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 補助事業の当初からの経過及び現状

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

住所（区市町長は除く）

区 市 町 長
農業協同組合長
農業法人の代表者

氏名

印

年度都市農業経営パワーアップ事業事故報告書

年 月 日付 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記事業について、
都市農業経営パワーアップ事業費補助金交付要綱第10の規定に基づき、下記のとおり事故報告します。

記

1 事故の内容

2 事故発生前における補助事業の状況

区 分	交 付 決 定 額	月 日現在の 支 出 額		残 高		支出予定額	
		補助事業 に要する 経 費	補助金額	補助事業 に要する 経 費	補助金額	補助事業 に要する 経 費	補助金額
	円	円	円	円	円	円	円
計							
事業遂行不能の場合の不用額		円					

（注）区分は、別記様式第1号の「記」の3の区分に準じる。

3 今後の対応

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

住所（区市町長は除く）

区 市 町 長
農業協同組合長
農業法人の代表者

氏名

印

年度都市農業経営パワーアップ事業実施状況報告書

年 月 日付 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記事業について、都市農業経営パワーアップ事業費補助金交付要綱第11の1の規定に基づき、 年11月30日現在の事業実施状況を下記のとおり報告します。

記

区 分	当 初 計 画		11月30日現在執行率			3 月 末 日 予 定	
	事 業 量	事 業 費	事 業 量	事 業 費	進 捗 率	事 業 量	事 業 費
		円		円			円

（注）区分は、別記様式第1号の「記」の3の区分に準じる。

事業完了予定年月日

別記様式第7号（第13の1関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

住所（区市町長は除く）

区 市 町 長
農業協同組合長
農業法人の代表者

氏名

印

年度都市農業経営パワーアップ事業実績報告書

年 月 日付 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記事業について、
下記のとおり事業を実施したので、都市農業経営パワーアップ事業費補助金交付要綱第13の1の規定
に基づき、その実績を報告します。

記

（記以下については、別記様式第1号の「記」に準じ、変更のある場合、変更部分について二段書き
で、変更前を上段に（ ）書きにする。）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

住所（区市町長は除く）

区 市 町 長
農 業 団 体 の 長
農 業 法 人 の 代 表 者
氏 名

印

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付 第 号をもって補助金の交付の決定の通知のあった 年度都市農業経営パワーアップ事業費補助金について、都市農業経営パワーアップ事業費補助金交付要綱第13の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 都市農業経営パワーアップ事業費補助金の額の確定額
(年 月 日付 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る
消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 | 金 | 円 |

区 市 町 名
農業協同組合
農 業 法 人

年度都市農業経営パワーアップ事業費補助金の額の確定について

年 月 日付 第 号をもって交付決定した 年度都市農業経営パワーアップ事業に対する補助金については、年 月 日付 第 号をもって提出された実績報告書を審査した結果、都市農業経営パワーアップ事業の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認められるので、その額を 円に確定する。

年 月 日

東京都知事 氏 名 印

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

住所（区市町長は除く）

区 市 町 長
農業協同組合長
農業法人の代表者

氏名

印

年度都市農業経営パワーアップ事業費補助金請求書

年 月 日付 第 号をもって補助金の額の確定の通知のあった 年度都市農業
経営パワーアップ事業費補助金について、都市農業経営パワーアップ事業費補助金交付要綱第16の2
の規定に基づき、下記金額を請求します。

記

区 分	補 助 金	備 考
都市農業経営パワーアップ事業費	円	
合 計		

番 号
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

住所（区市町長は除く）

区 市 町 長
農 業 協 同 組 合 長
農 業 法 人 の 代 表 者

氏 名 印

年度都市農業経営パワーアップ事業費補助金概算払精算書

年 月 日付 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記補助金について、都市農業経営パワーアップ事業費補助金交付要綱第16の3の規定に基づき、下記により精算します。

記

概 算 払 高	支 払 高	戻 入 高	繰 越 高	備 考
円	円	円	円	

財産管理台帳

区市町名

事業実施年度		事業実施主体名				事業名			都市農業経営パワーアップ事業					
事業の内容				工期		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		適用	
事業内容	工種・ 構造施設 区分	施行箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分			耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日		処分の 内容
							都補助金	区市町費	実施主体 費					
小計														
合計														

- 注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡・交換・貸付け・担保提供等別に記入すること。
 3 適用欄には、譲渡先・交換先・貸付先・抵当権等の設定権者の名称又は補給金返還額を記入すること。

東京都知事 殿

住所（区市町長は除く）

区 市 町 長
農 業 団 体 の 長
農 業 法 人 の 代 表 者
氏 名

印

年度都市農業経営パワーアップ事業により取得した財産の処分承認申請書

年度都市農業経営パワーアップ事業により取得した（又は効用の増加した）財産について、都市農業経営パワーアップ事業費補助金交付要綱第23の3の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、承認を受けたく申請します。

記

- 1 処分の理由
 - (1) 社会経済情勢の変化等の事情
 - (2) 地域経済の活性化の目的
- 2 処分の対象施設等
 - (1) 施設等の名称、所在、型式、数量
 - (2) 事業主体
 - (3) 事業費・補助金額・補助率
 - (4) 施設等の耐用年数(処分制限期間)、経過年数
 - (5) 現況図面又は写真(添付)
- 3 処分の方法(処分区分)
- 4 取扱いに関する要件の適合について
- 5 納付金額(予定額)